

原産地証明(26号)

内 容	本邦に向けて輸出される商品が現地産出品又は製造品であることを証明するもの。本邦税関当局あて(注1)(注2)。
使 用 目 的	これらの貨物を本邦に輸入するにあたり、本邦税関当局に対し、関税についての便益を得るため提出(関税法第68条第2項、同法施行令第61条)。
条 件	(1) 日本に輸出される貨物であること。 (2) 管轄区域内に当該貨物の原産地、仕入地、仕出地又は積出地があること。 (3) 当該貨物が関税法等に基づき、関税の便益を受けられるものであること(関税定率法第5条に基づく便益関税の適用に関する政令第1、2条)。
必 要 書 類	当該貨物の内容、価格、原産地及び当該貨物が日本に輸出されることを証明する書類が必要。具体的には、 ① 製造者、出荷者又はこれらの加入している組合又は団体の証明書。 ② 船積貨物の明細を示した商業送り状(Commercial Invoice)。 ③ 契約書(Contract Note)、売約書(Sales Note)又は銀行信用状(L/C) ④ 為替銀行の認証済輸出申告書(E/D)。 ⑤ 輸出承認を要する品目については、当該期間の輸出承認書(Export Licence)。 ⑥ 船荷証券(B/L)又は船積指図書(Shipping Order)。 ⑦ 保険証券(Insurance Policy)又は保険証明書(Insurance Certificate)。 ⑧ その他商品及び原産地を確認する文書。 等のうち、必要なものを提示させる。
形 式	英文による証明
注 意 事 項	(注1) 我が国産出品又は製造品についての原産地証明は、取り扱わない。 かかる相談があった場合には、本邦商工会議所で取得するよう指導する。 (注2) 本邦税関に提出するのは、この証明書のほか、原産地、仕入地、仕出地又は積出地の税關その他の官公署又は商業会議所の発給する証明書でもよい(関税法施行令第61条)。 これら現地機関の方が、事情に通じており、証明書取得が容易である場合もあるので、申請人の事情によっては、現地機関での証明書取得を指導する。

# 原産地証明

## 1. 概説

### (1) 証明の内容

本邦に向けて輸出される商品が現地産出品又は製造品であることを証明するもの。本邦税関当局あてで、英文で発給する。

(注) 我が国産品又は製造品についての原産地証明は、取り扱わない。かかる相談があった場合には、本邦商工会議所で取得するよう指導する。

### (2) 使用目的

これらの貨物を本邦に輸入するにあたり、本邦税関当局に対し、関税についての便益を得るため提出して使用される（関税法第68条第2項、同法施行令第61条及び関税についての条約又は関税定率法第5条）。

### (3) 手数料

証明書1通毎に第26号の領事手数料を徴収。

(注) 英、仏、伊と我が国との間には原産地証明手数料の相互免除取締があるので、これらの国においては、手数料を徴収しない。

### (4) この証明書に代わる証明書

本邦税関に提出するのは、この証明書のほか、原産地、仕入地、仕出地又は積出地の税関その他官公署又は商業会議所（Chamber of Commerce, Board of Trade等）の発給する証明書でもよい。（関税法施行令第61条）。

(注) これら現地機関の方が、事情に通じており、証明書取得が容易である場合もあるので、申請人の事情により、現地機関での証明書取得を指導する。

### (5) 特恵関税の原産地証明は取り扱わない。この証明書の発給は、原産地の税関等我が国税関長があらかじめ認める現地機関による（関税暫定措置法第8条の2、同法施行令第22条の6、8）。証明書用紙も異なる。

## 2. 発給条件

### (1) 本邦に輸出される貨物であること。

### (2) 管轄区域内に当該貨物の原産地、仕入地、仕出地又は積出地であること。

### (3) 当該貨物が関税法等に基づき、関税の便益を受けられるものであること（関税定率法第5条に基づく便益関税の適用に関する政令第1、2条）。

## 3. 必要書類

(注) 文書については、すべて原本の提出又は原本の提示及び写の提出を受ける（公館で写を作成してもよい）。

当該貨物の内容、価格、原産地及び当該貨物が日本に輸出されることを証明する書類。具体的には、

- ① 製造者、出荷者又はこれらの加入している組合又は団体の証明書

- ② 船積貨物の明細を示した商業送り状 (Commercial Invoice) 。
  - ③ 契約書 (Contract note) , 売約書 (Sales Note) 又は銀行信用状 (L/C)
  - ④ 為替銀行の認証済輸出申告書 (E/D)
  - ⑤ 輸出承認を要する品目については、当該機関の輸出承認書 (Export Licence)
  - ⑥ 船荷証券 (B/L) 又は船積指図書 (Shipping Order)
  - ⑦ 保険証券 (Insurance Policy) 又は保険証明書 (Insurance Certificate)
  - ⑧ その他商品及び原産地を確認する文書
- 等のうち必要なもの。

#### 4. 作成要領

- (1) 申請人に申請書及び英文証明書の必要事項を記入させ、必要書類と共に提出させる。
  - (注) 証明書には、貨物の記号、番号、品名、数、価格、量及び原産地を記載する (関税法施行令第61条第2項) 。
- (2) 当該貨物の証明書発給条件を満たしているか否かを審査する。
- (3) 根拠文書により申請書に記載された各項目を確認する。
  - (注) 確認できない事項は抹消する。
- (4) 証明書にその他の必要事項 (証明番号は証明書発給台帳にて確認) を記入し、公館長又は担当官 (代理署名の指定を受け本省に報告済の者) が署名の上、その下に官職氏名を記入して丸型館印を押す (青又は黒のスタンプインキ使用) 。
- (5) 完成した証明書の写をとる。
- (6) 証明手数料は1通毎に第26号の領事手数料を徴収する。領収書は取りまとめて1枚を発給すればよい。
- (7) 証明書発給台帳、申請書の在外公館記入欄に必要事項を記入する。
- (8) 申請書、証明書の写及び根拠文書 (写) は公館にて保存する。保存期間3年。

(参考) 関税法

(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)

第68条 輸出申告又は輸入申告に際しては、仕入書を税関に提出しなければならない。

ただし、税関においてこれを提出することができない事由があると認める場合又は輸出に係る仕入書についてこれを提出する必要がない場合として政令で定める場合は、この限りでない。

○ 2 前項の仕入書により輸入貨物の課税標準を決定することが困難であると認められるとき、若しくは同項ただし書に該当するとき、又は関税についての条約の特別の規定による便益（これに相当する便益で政令に定めるものを含む。）を適用する場合において必要があるときは、税関は、契約書その他課税標準の決定のため必要な書類又は当該便益を適用するため必要な書類政令で定めるものを提出させることができる。

(参考) 関税法施行令

(課税標準の決定のための書類及び原産地証明書)

第61条 法第68条第2項（輸入申告に際しての提出書類）に規定する政令で定める書類は、輸入申告に係る貨物の運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者若しくは売渡人の作成した仕出入との間の取引についての書類その他税関において課税標準の決定のために必要と認める書類又は当該貨物が同項の便益の適用を受ける外国（その一部である地域を含む。）の生産物であることを証明した原産地証明書（郵便物及び課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物にあっては、定率法第4条から第4条の8まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出した価格）の総額が10万円以下の貨物並びに貨物の種類、商標等又は当該貨物に係る仕入書その他の書類によりその原産地が明らかな貨物に係るものを除く。）とする

○ 2 前項の原産地証明書は、法第68条第2項に規定する便益を受けようとする貨物の記号、番号、品名、数量及び原産地を記載し、かつ、当該貨物の原産地、仕入地、仕出地若しくは積出地にある本邦の領事館若しくはこれに準ずる在外公館又はこれらの地の税関その他の官公署若しくは商業会議所の証明したものでなければならない。

3 第1項の原産地証明書は、当該証明書に記載された貨物の輸入申告の日又は第42条第1項（第51条において準用する場合を含む。）に規定する申請書の提出の日においてその発行の日から4月以上を経過したものであってはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過したものであるときは、この限りでない。

(参考) 関税定率法

(便益関税)

第5条 関税についての条約の特別の規定による便益を受けない国（その一部である地域を含む。以下この条から第7条まで及び第9条の2第2項において同じ。）の生産物で輸入されるものには、政令で定めるところにより、国及び貨物を指定し、当該規定による便益の限度を越えない範囲で、関税についての便益を与えることができる。

(参考)

わが国と英國、フランス及びイタリアとの間の原産地証明手数料相互免除について

1. 戦後わが国は、英國との間に原産地証明手数料相互免除に関する交換公文（大正元. 10. 26 署名）、フランスとの間に同名の交換公文（大2. 10. 4 署名）、及びイタリアとの間に同名の交換公文（昭7. 12. 1 署名）による取極を行っていた。
2. (1) 戦後、英國及びフランスは、平和条約第7条によりわが国に対し、同交換公文の有効性を確認する旨の通告を行った。

英國 1953. 4. 22 通告、1953. 7. 22 復活昭28年外務省告示第40号

昭28. 5. 12 日付松本大使あて公信第143号にて通報

フランス 1953. 4. 25 通告、1953. 7. 25 復活昭28年外務省告示第41号

昭28. 4. 28 日付西村大使発、来信第593号にて通報

(注) 平和条約第7条 (a) によれば、通告された条約及び協定は、通告の日の後3か月で引き続き有効なものとみなされ、又は復活されることになっている。

- (2) また、戦後、イタリアとは、同交換公文が現在なお有効である旨を確認するための公文の交換を行った。

1954. 6. 23 付昭和29年外務省告示第74号

昭29. 6. 29 付原田大使あて公信、第162号にて通報、イタリアと戦後復活する際「制度上の根拠があるといななどを問わず一切の原産地証明に対して実施される」旨の了解が相互になされている。

- (3) よって上記3国との間の取極は、現在においても有効であり、英、仏、伊に所在するわが国在外公館は、「領事官の徴収する手数料に関する政令」第1条第24号（注：昭和50年7月1日施行の現行政令で第22号）の「原産地証明」発給にあたり、「領事官の徴収する手数料の額を定める省令」に定められた手数料を徴収してはならない。

No. \_\_\_\_\_

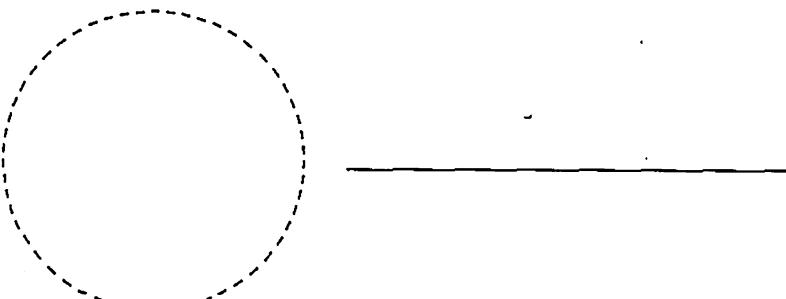
### Certificate of origin

Name of Applicant. \_\_\_\_\_ (Signature)

Marks & Numbers	Commodity Description	Number of Package	Quantity	Value	Place of Origin

I certify that the commodity enumerated above has been produced (or manufactured) in the place of origin mentioned above.

Title \_\_\_\_\_ Date \_\_\_\_\_ 20



Remarks: Certificate will not be the one with the lapse of more than four months after the date of the issuance.